

委員会提出議案第 1 号

刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 27 日 提 出

提出者 総務経済委員会

委員長 田中 和仁

刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろんであるが、地域住民の人権を守る義務を有する地方公共団体にとっても重要な課題と言える。

えん罪被害者を救済するための制度である再審については、その手続を定めた刑事訴訟法の規定(第四編 再審)に再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどないことから、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方には、事件を担当する裁判官によってそれぞれ違いが生じている。このことから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれているのではないかと、この危惧が生じている。

とりわけ再審請求手続における証拠開示の問題は重要である。過去多くのえん罪事件において、警察、検察等の捜査機関の手元にある証拠が再審請求手続において明らかになることが、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

したがって、捜査機関の手元にある証拠を利用できるように、これを開示させる仕組みが必要である。

しかし、現行法にはこのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官及び検察官の対応によって証拠開示の範囲に大きな差が生じている。

1998年10月には、国連の自由権規約委員会は、日本政府に対して「検察官手持ちのすべての証拠にアクセス出来るよう」法律や実務を改善することを勧告している。被告人にとって有利となる証拠、検察官にとって不利な証拠を開示しない運用は国際的にも認められない。国連が指摘した再審格差を是正するためには、証拠開示を制度的に保障する規定の整備が急務である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに幾度も不服申立てを行う事例があり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。

大崎事件(鹿児島県)でも、また袴田事件(静岡県)でも、再審開始決定がありながら、検察の不服申し立てにより再審公判までに長期の期間を要している。検察官の不服申し立てが、えん罪被害者の迅速な救済を阻む要因となっていることは明らかである。再審開始決定がなされたのであれば、速やかに公開の再審公判に移行する規定が必要である。

よって、国においては、えん罪被害者を生じさせないようにするため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた以下の改正を速やかに行うよう強く求める。

1. 再審請求の手続規定を整備すること
2. 再審請求手続における証拠開示を制度化すること
3. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(意見書提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣